

# 地域団体商標による地域ブランドの保護

## Protection of Regional Brand by Regional Collective Trademark

木 村 一 弘\*  
Kazuhiro KIMURA

**抄録** 農林水産物の地理的表示制度が昨年導入される等、地域ブランドの保護制度の整備が進んでいる。本稿では、こうした地理的表示制度及び地域団体商標制度についてその概要を紹介し、地域団体商標の活用を検討するものである。

### 1. 概要

商標制度の歴史は古く、明治 17 年（1884 年）6 月 7 日に最初の商標法である「商標条例」が制定され、その後法改正を経て昭和 34 年に現在の商標法が成立した。商標とは、事業者が提供する商品や役務（サービス）に目印として使用されるものであり、商標登録がなされると指定された商品や役務の範囲において独占的な使用が認められ、他人の当該商標の無断使用に対しては、差止請求、損害賠償請求などが可能である。

他方、地理的表示とは、国際的には「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう」<sup>1</sup>とされている。我が国では、ぶどう酒、蒸留酒及び清酒に関し、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第 86 条の 6 に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成 7 月 7 月適用）に基づく表示、農林水産物及び食品に関しては「特定農林水産物等

の名称の保護に関する法律」（平成 27 年 6 月施行）に基づく表示がそれぞれ地理的表示として保護されている。

商標と地理的表示はそれぞれ保護の目的・対象を異にするものであるが、地域における商品等（地域ブランド）を保護し発展させていくという観点からは互いに共通するものがあり、ユーザー側からすればこれら制度をどのように有効に活用していくかという視点が重要になる。

本稿では地域ブランドを保護・発展していくという視点から、商標とりわけ地域団体商標と地理的表示との制度的相違や地域団体商標の活用方法について紹介するものである。

なお、本稿中、見解に関する部分は筆者の個人的な見解であり、特許庁その他組織の見解ではないことをお断りさせていただく。

\* 特許庁商標課商標制度企画室長  
Director of Trademark Policy Planning Office, Trademark Division, JPO

## 2. 地域団体商標とは

### (1)概要及び登録要件

地域団体商標制度は、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とし、平成18年4月に導入された。地域の名称と商品又は役務名を組み合わせた文字のみからなる商標は、他人の商品又は役務との識別性を欠くことから原則として登録は認められない。例外的に使用された結果全国的な周知性があれば登録が認められていたが<sup>2</sup>、この制度では全国的な周知性を獲得するまでは他人による地域ブランドの信用への便乗を排除できないという問題があった。

これに対し、地域団体商標においては全国的な周知性を一律に求めるものではなく、一定範囲での周知性があれば商標登録が認められることになったため、より手厚く地域ブランドの保護が可能となった。制度導入からこれまで、1,136件出願され、593件の地域団体商標が登録されている<sup>3</sup>。

地域団体商標として登録が認められるためには、通常の商標とは異なる要件が次のとおり定められている。

### ①主体要件(商標法第7条の2柱書)

地域団体商標を出願できる団体は、事業協同組合等の特別の法律により設立された組合及びそれに相当する外国の法人であったが、平成26年8月1日からは、商工会、商工会議所、NPO法人（特定非営利活動法人）並びにこれらに相当する外国の法人も地域団体商標の主体要件を満たすこととなった。

なお、主体となる団体は事業者を構成員とするものであることから、地域団体商標をその構成員に使用させるものでなければならない。

### ②商標の構成(商標法第7条の2第1項第1号、2号、3号)

地域団体商標として認められるためには、「地域の名称」と「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務の普通名称・慣用されている名称」等を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなることが必要である。このため、これら文字列と図形との結合は地域団体商標として認められていない。

### ③地域の名称と商品又は役務との密接な関連性(商標法第7条の2第2項)

地域の名称又はその略称は、団体若しくはその構成員が商標を使用している商品の産地若しくは役務の提供の場所等と密接な関連性を有するものでなければならない。これは、地域ブランドを手厚く保護するために商標の周知性に関する要件を緩和したこととの均衡を図るものである。

(密接な関連性の具体例)<sup>4</sup>

#### 1. 地域の名称が商品の産地の場合

商標「東京みかん」 指定商品「東京都産のみかん」

#### 2. 地域の名称が商品の主要な原材料の産地の場合

商標「奥多摩瓦」 指定商品「東京都奥多摩産の粘土を主要な原材料とする瓦」

#### 3. 地域の名称が商品の製法の由来地の場合

商標「本場多摩紬」 指定商品「東京都多摩地方に由来する製法により生産された紬織物」

#### 4. 地域の名称が役務の提供の場所の場合

商標「千代田温泉」 指定役務「東京都千代田区における温泉浴場施設の提供」

#### 5. 上記2及び3の場合であっても商品の産地が特定できるとき

商標「本場東京織」 指定商品「東京都に

由来する製法により東京都で生産された  
紬織物」

#### ④周知性(需要者の中に広く認識されている)

出願人又はその構成員の使用により、これらの者の商標として一定の範囲で周知となっていることが求められている。なお、この周知性に関する商標審査基準においては、商品又は役務の種類、商品の特性、商品の流通経路、取引者・需要者層等の個別事情により求められる周知性が異なることから、平成26年8月の改訂により、「例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする」との従来の商品の流通経路等を想定した商標審査基準の例示が削除され、商品又は役務の特性ごとに類型化され、判断基準が具体化及び明確化されている。周知性についての判断指標としては、商標の使用実績を示す流通量（販売数量、シェア）、広告宣伝活動（メディア掲載回数、関連イベント開催回数）等が挙げられている。

#### (2) 地域団体商標の登録を受けるメリット

##### （権利の活用）

地域団体商標として登録を受けると、次のメリットを受けることができる。

①商標権侵害行為に対しては、裁判所における民事手続による救済として、侵害行為の差止請求や損害賠償請求、不当利得返還請求、信用回復のための措置等を求めることが可能となる。また、損害額については法律による推定規定があるため、その請求が容易になる。

②水際措置に関し、税關への申立により、海外からの模倣品の輸入を阻止することが可能となる。

③国際登録制度（マドリッド協定議定書）を利用することにより、簡易な手続により海外に商標出願することが可能となる。またその際、パリ条約による優先権主張が可能なことから、国内出願したものと同様のメリットを享受できる。

用することにより、簡易な手續により海外に商標出願することが可能となる。またその際、パリ条約による優先権主張が可能なことから、国内出願したものと同様のメリットを享受できる。

④地域団体商標として登録を受けていることを商品や役務の宣伝広告に活用でき、商品や役務のイメージアップ効果が期待できる。

⑤商標権の財産的性質として、他社との有償又は無償のライセンス契約（商標使用許諾契約）の締結を通じ、戦略的な商品の販売又はサービスの提供が可能となる。

#### (3) 通常の商標とは異なる制限

地域団体商標は、登録後に第三者に譲渡ができないこと、専用使用権の設定ができないという制限がある。これは、もともと事業主体として団体が限定されているのに、登録が認められた権利者以外の者に自由に譲渡されることは制度の趣旨に反するからである<sup>5</sup>。

#### (4) 商品又は役務の品質管理をどのように行うか

地域団体商標においては、商品又は役務に関する品質基準等の策定は制度上求められていないが、団体の構成員が商標を使用する際の商品や役務の条件や使用基準を管理規定として設け、その条件や品質に見合う商品や役務にのみ商標が使用できるように自主的な管理していくことは、地域団体商標に化体する信用の維持を図っていく上で重要な視点といえる。

##### ①団体における管理規程の記載例

- ・管理規程の目的
- ・管理対象とする商標名、登録番号、指定区分、

- 指定商品（サービス）
- ・商標を使用できる商品（サービス）の範囲（品質基準）
  - ・商標権を管理運用するための体制
  - ・商標を使用するための申請方法及び使用料
  - ・組合員以外の者の使用条件、申請方法
  - ・規程違反者に対する罰則
  - ・模倣品・権利侵害に対する対策

## ②品質管理の取り組み例

「釧路ししゃも」（登録第 5570047 号）

指定商品「釧路港で水揚げされたししゃも、  
釧路港で水揚げされたししゃもの干物」

釧路漁業協同組合においては、組合内に商品の品質基準を設け、「ししゃも」とは「沖合で漁獲後、即日釧路港で水揚げされたししゃもであること」を前提に、「生ししゃも」については、漁獲後 4 日以内に販売されるもの、「干しししゃも」については、傷物を除いて食品添加物を使わず、水分目標値を 75%以下、塩分目標値を 2%以下に設定して一尾あたりの干し上がり重量を 10 グラム以上のものと

定めている。

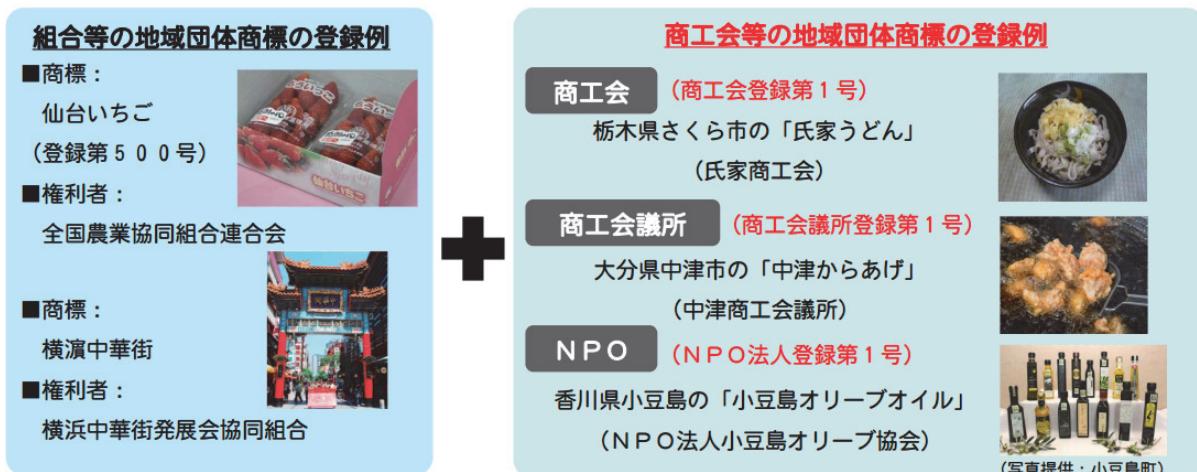
また、商標の使用については、生ししゃも、干しししゃもにのみ地域団体商標の「釧路ししゃも」を使用し、佃煮などの加工品については釧路ししゃもの別のブランドマークを使用するといった使用基準を定めている<sup>6</sup>。

この例のように、地域団体商標においては国等の公的な監督機関が商品の品質等を管理するものではないが、一定の範囲で団体が独自の品質基準を策定し品質管理を徹底することにより、地域ブランドとしての価値を高めていることが窺える。

## 3. 我が国における地理的表示

我が国では、ぶどう酒および蒸留酒と清酒に関しては「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第 86 条の 6 に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成 7 月 7 月適用）、農林水産物及び食品に関しては「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成 27 年 6 月施行）に基づく表示がそれぞれ地理的表示として保護されている。具体的には以下のとおりである。

図 1 地域団体商標の登録例<sup>7</sup>



## (1) 酒類の地理的表示

平成 7 年（1995 年）に世界貿易機関設立協定付属書 1C として TRIPS 協定が発効することに伴い、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律が改正され、「地理的表示に関する表示基準」によりぶどう酒及び蒸留酒の保護が図られたが、平成 17 年（2005 年）10 月には、保護対象が清酒にも拡大された。

また平成 27 年 10 月 30 日には、これまでの表示基準が全面的に改訂され、新たな表示基準（国税庁告示第 19 号）が公布された。

### ① 指定の要件

表示基準第 2 項においては、地理的表示の指定要件として、1. 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること、かつ、2. その酒類の特性を維持するための管理が行われていること、の 2 つが挙げられている。

1. の酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であると認められるためには、以下の要件全てを満たすことが必要である。

- 1 酒類の特性があり、それが確立していること
- 2 酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられること
- 3 酒類の原料・製法等が明確であること

また 2. の酒類の特性を維持するための管理が行われていることに関しては、その産地の自主的な取組みにより、酒類の特性を維持するための確実な管理が行われていることが求められている。

なお、「酒類の特性を維持するための管理」が行われていると認められるためには、一定の基準を満たす管理機関が設置されており<sup>8</sup>、地理的表示を使用する酒類が、

- 1 生産基準で示す酒類の特性を有していること
- 2 生産基準で示す原料・製法に準拠して製造さ

れていること

について、管理機関により継続的に確認が行われていることが必要である。

### ② 指定を受けた地理的表示

次ページ表 1 及び表 2 のとおりである。

### ③ 保護の内容

指定を受けた地理的表示は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類については使用できない。さらに、当該酒類の真正の産地として使用する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても同様とされている。

また、国税庁告示によれば、地理的表示の「使用」とは、「酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為」であって、以下の行為に該当するものとされる。

- イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものをして譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

この酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者に対し、財務大臣はその基準を遵守すべき旨の指示をすることができ、さらにその指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表する措置をとることができ、行政的な措置により地理的表示の保護

表 1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成 27 年国税庁告示第 19 号)附則第 2 項により第 1 項 3 号イの指定を受けたものとみなす地理的表示

名称	産地の範囲	酒類区分	生産基準
山梨 (平成 25 年指定)	山梨県	ぶどう酒	山梨県産のぶどうを原料とし、山梨県内において発酵させ、かつ、容器詰めしたものでなければ「山梨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない(アルコールを添加したものを除き、補糖したものについてはアルコール分が 14.5 度以下のものに限る。)。ただし、原料とするぶどうは、甲州、ヴィニフェラ種、マスカットベリー A、ブラッククイーン、ベリーアリカント A、甲斐ノワール、甲斐ブラン、サンセミヨン及びデラウェアに限る。品目 果実酒
壱岐 (平成 7 年指定)	長崎県壱岐市	蒸留酒	(略)
球磨 (平成 7 年指定)	熊本県球磨郡及び人吉市	蒸留酒	(略)
琉球 (平成 7 年指定)	沖縄県	蒸留酒	(略)
薩摩 (平成 17 年指定)	鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	蒸留酒	(略)
白山 (平成 17 年指定)	石川県白山市	清酒	(略)

表 2 「酒類の地理的表示に関する表示基準」第 1 項 3 号イに規定する国税庁長官が指定した地理的表示

指定日	名称	産地の範囲	酒類区分	生産基準
平成 27 年 12 月 25 日	日本酒	日本国	清酒	(略) 2 酒類の原料及び製法に関する事項 地理的表示「日本酒」を使用するためには、次の事項を満たしている必要がある。 (1) 原料 酒税法第 3 条第 7 号に規定する「清酒」の原料を用いたものであること。ただし、米及び米こうじに国内産米のみを用いたものであること。 (2) 製法 酒税法第 3 条第 7 号に規定する「清酒」の製造方法により、日本国内において製造されたものであること。(略)

が担保されている(酒団法第 86 条の 6 第 3 項・第 4 項)。

#### ④酒類の地理的表示と商標との関係

商標法においては、次のア、イの標章を含む商標であって、産地が異なるぶどう酒または蒸留酒について使用する商標は、需要者の誤認混同とは

関係なくその登録が拒絶されることとなる(商標法第 4 条第 1 項第 17 号)。

ア 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章

イ 世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加

盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているもの

なお、商標法第4条第1項第17号によるぶどう酒又は蒸留酒の産地の特許庁長官による指定については表3のとおりである。

表3

産地	酒類	産地を表示する 標章（例示）
山梨県（平成25年7月指定）	ぶどう酒	山梨
鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く）（平成18年3月指定）	しょうちゅう	薩摩
鹿児島県（名瀬市及び大島郡を除く）（平成17年12月指定）	しょうちゅう	薩摩
長崎県壱岐市（平成16年3月指定）	しょうちゅう	壱岐
熊本県球磨郡人吉市（同）	しょうちゅう	球磨
沖縄県（同）	しょうちゅう	琉球

以上によれば、ぶどう酒及びしょうちゅうに使用する「山梨、薩摩、壱岐、球磨、琉球」の地理的表示は、産地が異なるものに使用するときは商標法の拒絶事由に該当することとなる。

他方、登録商標と酒類の地理的表示の調整に関し、地理的表示の名称と同一若しくは類似又は地理的表示の名称を含む商標について、当該地理的表示を指定した日前に登録商標（当該日前に商標登録出願しており、当該日以後に登録商標になったものを含む。）であったものの使用については、表示基準第9項の適用が除外されており、当該優

劣関係が明確化されている<sup>9</sup>。

## (2)「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」

農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結び付き、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）を保護するため、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が平成26年6月に施行された。

### ①指定の要件

登録手続としては、生産・加工業者の団体<sup>10</sup>が、「地理的表示」を申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）により、登録申請を行い、それを農林水産大臣が審査の上、地理的表示及び団体を登録する。なお、申請書により定まる品質の基準も合わせて登録される。さらに地理的表示の登録の可否については、「農林水産物等審査基準」に基づき審査が行われる<sup>11</sup>。

地理的表示法第2条第1項によれば、「農林水産物等」とは、農林水産物（食用に供されるものに限る。）、飲食料品（前号に掲げるものを除く。）、農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）であって、政令で定めるもの、農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第二号に掲げるものを除く。）であって、政令で定めるもの、とされている。

また同条第2項によれば地理的表示の登録を受けられる「特定農林水産物等」というためには、次の2つの要件を満たす必要がある。すなわち、第一に特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること、第二に品質、社会的評価その他の確立した特性（以下単に「特性」という。）が第一の生産地に主として帰せられるものであることが求められている。

確立した特性に関し、同審査基準において、申請農林水産物等が同種の農林水産物等<sup>12</sup>と比較して差別化された特徴を有しており、かつ、当該特徴を有した状態で、概ね 25 年生産された実績が求められている<sup>13</sup>。

また、特性が生産地に主として帰せられるものというためには、生産地・生産の方法が特性と結び付いていることを矛盾なく合理的に説明できることをいうとされている。この結び付きがある場合の具体例は次のとおりである<sup>14</sup>。

①特性が、生産地の自然的条件（地形、土壤、気候、降水量、緯度等）により付与又は保持される場合

例：生産地が比較的温暖な火山灰土壤となっており、この自然的条件により、他の地域と比較して高い糖度の果実が生産できる場合

②生産地に由来する伝統製法を生産の方法とし、当該生産の方法により特性が付与又は保持される場合

例：ある地域に伝統的に伝わる発酵の方法により発酵食品を生産すると、他の地域の同種の発酵食品と比較して、アミノ酸や有機酸等を多く含有する発酵食品が生産できる場合

## ②指定を受けた地理的表示(平成28年7月12日現在)

地理的表示法に基づき登録されている地理的表示は、次ページ表 4 の 14 例である<sup>15</sup>。

## ③保護の内容

地理的表示の不正使用に該当する場合、すなわち、登録を受けた団体の構成員が、基準を満たしていない产品に「地理的表示」を付して产品を販売するときや、登録を受けた団体の構成員でない

生産・加工業者が「地理的表示」を付して产品の販売等を行うときは、農林水産大臣は不正使用を行っている生産・加工業者に対し、不正表示の除去又は抹消を命令することができ、従わない場合は罰則の規定が適用され得る。

## ④農林水産物等の地理的表示と商標との関係

申請農林水産物等の名称について、(1) 申請農林水産物等又はこれに類似する商品に係る登録商標と同一又は類似の名称であるとき、(2) 申請農林水産物等又はこれに類似する商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似の名称であるとき、にはその登録は拒否されるが、当該登録商標の商標権者等が生産者団体として申請する場合等には、登録が可能となる。なお、商標の出願と地理的表示の申請との先後関係に関する規定はない。

地理的表示法の成立により、商標法第 26 条第 3 項が設けられ、登録生産者団体の構成員たる生産業者は、生産を行った農林水産物等が地理的表示法第 6 条の登録に係る特定農林水産物等であるときは、地理的表示の登録と商標登録との先後関係に関わらず、商品又は商品の包装に地理的表示を付する行為には商標権の効力が一律に及ばないことが明文化されている。

## (3) 地域団体商標及び地理的表示の比較

地域団体商標及び地理的表示について、その保護対象、内容等の相違については次ページ表 5 のとおりである。なお、地域団体商標の出願においては、登録について第三者による異議の申立て手続や無効審判手続きが整備されているが、農林水産物等地理的表示の申請においては、第三者が意見書を提出する機会が与えられている。

表4（名称中下線の地理的表示は地域団体商標である）

	名称	区分	生産地	登録日
1	あおもりカシス	第3類果実類 すぐり類	東青地域(青森県青森市、青森県東津軽郡平内町、青森県東津軽郡今別町、青森県東津軽郡蓬田村、青森県東津軽郡外ヶ浜町)	平成27年12月22日
2	但馬牛	第6類 生鮮肉類 牛肉	兵庫県内	平成27年12月22日
3	神戸ビーフ	第6類 生鮮肉類 牛肉	兵庫県内	平成27年12月22日
4	夕張メロン	第2類 野菜類 メロン	北海道夕張市	平成27年12月22日
5	八女伝統本玉露	第32類酒類以外の飲料等類 茶葉(生のものを除く。)	福岡県内	平成27年12月22日
6	江戸崎かぼちゃ	第2類 野菜類 かぼちゃ	茨城県稻敷市及び牛久市桂町	平成27年12月22日
7	鹿児島の壺造り黒酢	第27類 調味料及びスープ類 その他醸造酢(米黒酢)	鹿児島県霧島市福山町及び隼人町	平成27年12月22日
8	くまもと県産い草	第4類 その他農産物類(工芸農作物を含む) いぐさ	熊本県八代市、熊本県八代郡氷川町、熊本県宇城市、熊本県球磨郡あさぎり町	平成28年2月2日
9	くまもと県産い草畳表	第41類 畳表類 いぐさ畳表	熊本県八代市、熊本県八代郡氷川町、熊本県宇城市、熊本県球磨郡あさぎり町	平成28年2月2日
10	伊予生糸	第42類 生糸類 家蚕の生糸	愛媛県西予市	平成28年2月2日
11	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう	第2類 野菜類 らっきょう	鳥取県鳥取市福部町内の鳥取砂丘に隣接した砂丘畑	平成28年3月10日
12	三輪素麺	第15類 穀物類加工品類 そうめん類	奈良県全域	平成28年3月29日
13	市田柿	第18類 果実加工品類 干柿	長野県飯田市、長野県下伊那郡ならびに長野県上伊那郡のうち飯島町および中川村	平成28年7月12日
14	吉川ナス	第2類 野菜類 なす	福井県鯖江市	平成28年7月12日

表5

	地域団体商標	酒類地理的表示	農林水産物等地理的表示
根拠法	商標法	酒税の保税及び酒類業組合等に関する法律	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律
対象商品	全ての商品・サービス	酒類	農林水産物・飲食料品
制度の概要	出願による登録制度	国税庁長官指定	申請による登録制度
所管官庁	特許庁	国税庁	農林水産省
規制手段	民事上の権利行使	行政による規制	行政による規制
制度開始時期	平成18年4月	平成7年7月	平成27年6月

## 4. まとめ

地域団体商標と地理的表示の保護との基本的な制度の相違は、次のようにまとめることができる。

①地域団体商標は、商品又は役務の出所表示を保護するものであり、それら商品又は役務の品質等を直接証明するものではなく、むしろその商品又は役務の品質等については当該権利者がその責任を負うものである。これに対し、地理的表示は、商品の特性と生産地域の実質的なつながりが必要であり、また、当該商品の生産基準等を予め策定し、当該基準を監督する機関（団体）等により当該地理的表示と関連する商品の品質が担保（証明）されるものである。

②地域団体商標の商標権は、権利者（加入自由の原則を有する団体）が排他的・独占的に使用できるものであるが、登録を受けた地理的表示は、生産を行った特定農林水産物等である場合、登録を受けた生産者団体（加入自由の原則を有する団体）の構成員たる生産業者等が使用できるが、商標権のような民事的な権利ではなく行政措置による保護である。

上記のとおり、商品又は役務の品質等に関し、地域団体商標においては自主的な基準策定にとどまり、制度的に品質保証まで求めるものではない。しかしながら、登録を受けた団体においては、前掲した「釧路ししやも」の商標権を有する釧路漁業協同組合のように詳細な品質基準及び構成員への使用基準を定め商標の管理を厳格にして活用し、需要者の信頼を獲得することに成功している例もある。

さらに、商標権取得による差別化効果として、地域団体商標の取得自体を取引先が評価し、商品訴求力の増大につながる例、あるいはシールやタグにより商品に商標を付与することにより、高価格化につながる例もある<sup>16</sup>。

そうすると、今後地域団体商標をブランドとして活用していくためには、このような品質基準を自主的に定め、他の商品との差別化を図っていく等需要者に積極的にアピールしていくことがブランド戦略上益々重要となると考えられる。

他方、地域団体商標の登録要件として一定の周知性の獲得が前提であるところ、登録後にその周知性を失う場合には無効事由とされている（商標法第46条第1項第7号）。

このため地域団体商標の使用においては、周知性の維持について不断の努力が必要となるが、特に地理的表示と地域団体商標の名称が重なり、複数の団体によって同名称が使用されるようになる場合には、地域団体商標としての周知性が失われることがないような管理手法が求められることに留意する必要がある。

### 注)

- <sup>1</sup> TRIPS協定第22条第1項
- <sup>2</sup> 全国的な周知性により登録が認められたものとして「夕張メロン」（登録第2591067号）、「高崎ハム」（登録第1882763号）などがある。
- <sup>3</sup> 平成28年6月30日現在 特許庁ウェブサイト <[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pdf/t\\_dantai\\_syouhyou/chiiki\\_anken\\_ichiran.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/t_dantai_syouhyou/chiiki_anken_ichiran.pdf)>
- <sup>4</sup> 平成19年度地域団体商標制度説明会テキスト6頁
- <sup>5</sup> ただし、合併等の一般承継の場合を除く（商標法第24条の2）
- <sup>6</sup> 地域団体商標の活用事例 特許庁ウェブサイト <[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/t\\_dantai\\_syouhyou.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm)>
- <sup>7</sup> 平成28年度地域団体商標制度説明会テキスト（平成28年4月作成）
- <sup>8</sup> 管理機関は、次に掲げる基準を満たしている団体である必要がある。
  - イ 主たる構成員が地域内の酒類製造業者であること
  - ロ 代表者又は管理人の定めがあること
  - ハ 構成員は任意に加入し、又は脱退することができること
  - ニ 管理機関が実施する業務について、構成員でない酒類製造業者も利用できること
  - ホ 管理機関の組織としての根拠法、法人格の有無は問わないが、特定の酒類製造業者が組織の意思決定に関する議決権の50%超を有していないこと

<sup>9</sup> TRIPS協定第24条第5項は商標と地理的表示の優劣関係について、次のように規定する。「(5)次のいずれかの日の前に、商標が善意に出願され若しくは登録された場合又は商標の権利が善意の使用によって取得された場合には、この節の規定を実施するためにとられる措置は、これらの商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、これらの商標の登録の適格性若しくは有効性又はこれらの商標を使用する権利を害するものであってはならない。

(a) 第6部に定めるところに従い、加盟国においてこの節の規定を適用する日

(b) 当該地理的表示がその原産国において保護される日」

<sup>10</sup> 団体としては、

- ・法令、約款等に加入の自由を定めることが必要（正当な理由なく加入を拒んだり、困難な条件を付してはならない）。
- ・生産・加工業者が加盟するブランド協議会のような団体でも可。
- ・複数の団体を登録することも可。農林水産省「地理的表示法について—特定農林水産物等の名称の保護に関する法律—」

<sup>11</sup> 特定農林水産物等審査要領 平成27年5月29日付け27食産第679号食料産業局長通知 改正 平成27年9月29日付け27食産第2435号、改正 平成28年3月28日付け27食産第5885号

<sup>12</sup> 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第3条第2項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件（平成27年農林水産省告示第1395号）の下欄に掲げる区分に属する農林水産物等をいう。

<sup>13</sup> この概ね25年とは、当該特徴を有した状態で行われた生産期間の合計が概ね25年あれば足りるということであり、25年間連続して生産がされたことまでは要せず、生産が中断された期間があってもよいとされている。

<sup>14</sup> 特定農林水産物等審査要領 別添4 農林水産物等審査基準

<sup>15</sup> 農林水産省 <[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/regis/ter/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/regis/ter/index.html)>

<sup>16</sup> 地域団体商標事例集2016